

高知市立横浜新町小学校 いじめ防止基本方針

平成27年3月策定

平成31年2月改訂

はじめに ～いじめについての基本的な考え方～

いじめ防止対策推進法第2条には、「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」といじめの定義が示されている。言うまでもなく、いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。いじめから子どもを救うためには、「いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであり、いじめに全く無関係で済む児童はいない。」との基本認識に立ち、全校児童が、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との自覚を高め、いじめのない明るく楽しい学校生活を実現することができるよう、学校・教育委員会・地域住民・家庭・関係諸機関がそれぞれの役割と責任を自覚しながら、いじめを克服していかなければならない。

（1）学校の現状と課題

本校児童は、全般的には、あいさつ等もよくでき素直な児童が多いが、児童をとりまく環境や状況は多様であり、コミュニケーション力の不足等から、人のかかわりが苦手で、好ましい人間関係を築けない児童も見られる。人権感覚にあふれた安全・安心の学校づくりを重点目標に掲げ、どの子どももかけがえのない存在であることを全教職員が共通理解し、教育活動全般を通じて物事を判断する力や互いの違いを認め合う態度、自他を尊重する態度を育むことが課題となっている。

（2）学校の基本的な認識

- いじめは重大な人権侵害であり、絶対に許されないとの認識に立つ。
- いじめはどの子にも、どの学級にも起こりうるとの認識を共有する。
- いじめられている子どもの立場に立った手厚い支援を行う。
- 家庭、学校、地域社会等、全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一丸となって取り組む必要があるとの認識を共有する。

（3）いじめ防止等に向かう学校の姿勢

- いじめはどの子にも起こりうる事実を踏まえ、全ての児童を対象にいじめに向かわせないための指導を継続して行い、いじめの未然防止に取り組む。
- いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても早い段階からの確に関わりをもち、実態把握に取り組む。
- 特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

2、いじめを「未然に防止」するための取り組み

（1）道徳教育・人権教育を基調とした豊かな人間性の育成

- 平和と人権を尊重する教育・道徳教育・特別支援教育の取り組みを教育活動全般で行う。
- 安心、共感、協同を基調とした学級づくりを達成することで学びの場（学び合う子）を成立させる。

(2) 日々の授業改善、教職員の人権意識向上を目指す校内研修の充実

- 一人1回以上の公開授業を全教員が行う。
- 言語活動を授業に位置づけ、児童相互の関わりを生かした授業構成を行う。
- 「児童コーナー」等で、共通理解を図りながら、児童の指導・支援を組織的に行う。また、年間を通じて「いじめ・虐待」「ネットいじめ」等の校内研修を行う。

(3) いじめを予防する相談体制の整備

- Q Uやあったかアンケートを活用しながら、情報を共有し、個々の子どもに合わせた支援を行う。
- 校内支援委員会、生徒指導部等の校内組織のなかに、スクールカウンセラー、学校カウンセラー、S S W等に積極的に入ってもらうように参加要請をする。

3、いじめの「早期発見」「早期解決」に向けての取り組み

(1) いじめの早期発見のために講じる手立て

- 年間2回実施のアンケートを有効に活用し、いじめの早期発見に努める。
- 気になる児童については、小さな変化や兆候を見逃すことなく観察を強化する。
- 児童が悩みを打ち明けることができるよう、学級担任、スクールカウンセラー、学校カウンセラー、S S W等と相談しやすい雰囲気を作る。

(2) いじめの早期解決のための組織的な対応

- 個々の教員だけの判断ではなく、学年内、校内支援委員会、生徒指導部等の組織でもって情報を共有し判断する。
- 疑わしい場合は躊躇なくいじめ防止・対策委員会を開催する。

4、いじめ問題に取り組むための校内組織（いじめ防止・対策委員会）

(1) いじめの未然防止・早期発見に取り組むための常時的活動計画

- 校内支援委員会を定期的に開催し、疑いのある場合は「いじめ防止・対策委員会」を早急に立ち上げる。
- 学級担任、特別支援教育学校コーディネーター、スクールカウンセラー、学校カウンセラー、S S Wと常時、情報を共有し連携を図る。

(2) いじめが疑われる事案が発生したときの組織的活動

- 直ちに「いじめ防止・対策委員会」を立ち上げる。構成メンバーは、管理職、教務主任、人権教育主任、生徒指導担当、養護教諭等を基本とする。
- スクールカウンセラー、学校カウンセラー、S S W、生徒指導スーパーバイザー、家庭支援センター、保護者、地域、関係機関等の外部協力機関との連携を必要に応じて図る。

5、方針や取り組みの検証と評価

方針や取り組み、組織等については、次年度に向けてより一層効果的なものにするために、年度末に校内組織でPD

CAを基本とした見直し・改善を図る。また、学校評価や開かれた学校推進委員会等での評価・改善をも視野に入れて
検証と評価を行う。